

## 秋田市郊外型はつらつくらぶ事業実施要綱

平成24年 3月26日  
市 長 決 裁

### (事業の目的)

第1条 郊外型はつらつくらぶ事業（以下「事業」という。）は、秋田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年3月30日秋田市長決裁）第4条第2号のイに掲げる介護予防普及啓発事業として、地域単位で、より身近な施設での介護予防教室に参加することができるよう、講師を派遣することにより、高齢者の運動器の機能向上、閉じこもりの防止および介護予防一般に関する知識の普及啓発を図るとともに、心身の状態の悪化を予防し、もって健康でいきいきとした生活を支援することを目的として実施するものとする。

### (事業の委託)

第2条 市は、事業の実施を、適切な事業運営を行うことができると認められる社会福祉法人および医療法人等の事業者へ委託することができるものとする。

### (対象者)

第3条 事業の対象者は、おおむね65歳以上の高齢者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市に住居を定め、現に居住している者
- (2) 要介護認定および要支援認定の有無にかかわらず、介助なしで自力での参加が可能な者

### (事業の実施)

第4条 事業は、地域包括支援センター運営事業又は在宅介護支援センター実施業務との連携の下に、市又は第2条の規定により委託を受け事業を実施する社会福祉法人、医療法人等（以下「実施事業者」という。）の職員が地域の拠点となる施設に出向いて実施するものとする。

(事業内容)

第5条 事業は、次に掲げる教室等を選択して実施するものとする。

(1) 健康教室

(2) 筋力向上トレーニング教室

(3) 転倒骨折予防教室

(4) 軽スポーツ教室

(5) 教養講座

(6) 陶芸・園芸等の創作活動

(7) 手芸・木工・絵画等の趣味活動

(8) 戸外レクリエーション

(9) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的に合致すると認められるもの

2 実施事業者は、前項の選択に当たり、事業に参加する高齢者（以下「参加者」という。）の意見を参考にするよう努めなければならない。

(参加者の募集)

第6条 実施事業者の長は、地域包括支援センター運営事業又は在宅介護支援センター実施業務と連携し、各年度ごとに、事業に参加することが適当と認められる者を随時募集するものとする。

2 前項に定める募集の人数は、おおむね20人を目安として、事業の実施に支障が生じない人数とする。

3 実施事業者は、参加者を決定したときは、参加者の氏名、住所、連絡先等を市長に速やかに報告しなければならない。

(実施時間)

第7条 事業の実施時間は、事業の目的の達成に必要と認められる時間とする。

(実施回数)

第8条 事業の実施回数は、各参加者が年間を通じて参加できるよう、月2回以上とする。

(参加料等)

第9条 事業の参加料は、無料とする。ただし、第5条各号に掲げる教室等の実施に伴う原材料費等の実費（食事代等を含む。）は、参加者の負

担とする。

(効果判定)

第10条 実施事業者は、事業実施の始めと終わりに、参加者の自己診断アンケートおよび体力測定を実施するものとする。

2 実施事業者は、事業の終了後、参加者に対して、体力測定等の結果を通知するものとする。

(遵守事項)

第11条 参加者、実施事業者および市長は、次に定める事項を承認かつ遵守し、事業の適正実施に努めるものとする。

(1) 参加者は、故意に他の参加者および実施事業者に迷惑をかけるような行為は、決して行わないものとする。

(2) 参加者は、市又は実施事業者の職員から指示されたことには従うものとする。

(3) 参加者は、市長が必要と認めて行った指示に対しては従うものとする。

(4) 実施事業者は、事業に係る経理と事業以外の経理とを明確に区分するとともに、参加者のケース記録および経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けるものとする。

(5) 実施事業者は、市長が必要と認めるときは、前号に定める書類を速やかに提出しなければならないものとする。

(6) 市長は、事業の実施について、市民に対して広報紙等を通じて周知を図るものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めのない事項については、関係法令の趣旨を尊重して関係機関と協議の上、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。